

# 石川県公報

平成30年11月26日

第13159号（月曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目

## 次

告示  
○保安林の指定の解除

(森林管理課) 1

公告  
○県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告  
(農業基盤課) 1

## 告

## 示

### 石川県告示第494号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成30年11月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 解除に係る保安林の所在場所  
羽咋市千里浜町ソ10の10（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
飛砂の防備
- 解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を石川県農林水産部森林管理課及び羽咋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 解除に係る保安林の所在場所  
羽咋市千里浜町ソ10の10（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を石川県農林水産部森林管理課及び羽咋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 公

## 告

### 県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を変更したので、その関係書類を平成30年11月27日から同年12月26日まで縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、土地改良法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

平成30年11月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

地 区 名	事 業 名	縦覧に供する書類	縦覧場所
柳田中央地区	県 営 ほ 場 整 備 事 業 (耕作放棄地防止型)	県営土地改良事業変更計画書の写し	能登町農林水産課